

令和 3 年度

定期監査報告書

岩美町監査委員

岩 発 監 第 3 号
令和 3 年 9 月 8 日

岩 美 町 長
岩 美 町 議 会 議 長
岩 美 町 教 育 委 員 会 教 育 長
岩 美 町 農 業 委 員 会 会 長
岩 美 町 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長
様

岩美町監査委員 寺谷 信一郎

岩美町監査委員 澤 治 樹

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、令和2年度定期監査を実施したので、同条第9項によりその結果を次のとおり報告します。

第1 監査の概要

1 監査実施年月日及び部所

年 月 日	部 署
令和3年 6月25日(金)	大岩保育所、浦富保育所、みなみ保育所
29日(火)	中央公民館、給食センター、岩美西小学校
30日(水)	出納室、議会事務局、岩美北小学校、 岩美南小学校
7月 1日(木)	企画財政課、産業建設課
2日(金)	岩美中学校、教育委員会事務局
6日(火)	商工観光課、環境水道課
7日(水)	税務課、住民生活課
8日(木)	岩美病院
12日(月)	健康長寿課
13日(火)	総務課、福祉課

2 監査の対象

令和2年度に係る地方自治法第199条第1項及び第2項に規定されるもの。

3 監査の手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について提出された資料、その他提示のあった関係書類に基づいて監査手続を実施した。

4 監査の要点

- (1) 予算執行に関すること。
 - ① 収入事務について。
 - ② 支出事務について。
 - ③ 工事事務について。
- (2) 経営に係る事業の管理に関すること。
- (3) 補助事業に関すること。
- (4) 財産・備品に関すること。
- (5) 事務事業の管理に関すること。
- (6) 前年度指摘事項の改善等処置状況に関すること。

第2 監査の結果及び意見

地方自治法及び岩美町監査委員条例に基づき、「財務に関する事務の執行」と「経営に係る事業の管理」が法律に準拠して適正に行われているか、また効率的に行われているかを監査した。

同時に、各課を訪問し、職員の仕事振り、ロッカーや机の施錠状況、書類の保管方法や、現金を取扱う部署では、現金の保管場所を見た。併せて、各課の課長や係長に、前年度の指摘事項に対する回答や今後の方針と取り組むべき課題について、聞き取りを行った。

新型コロナウイルス感染症に対する鳥取県の感染者数は1,457人、死亡者数は4人（令和3年9月1日現在）と発表された。岩美町においても役場職員の感染が発表され、新型コロナ警報が発令された。こうした新型コロナウイルス感染症の拡大により業務の増加や縮小と変更が余儀なくされ、戸惑う面も多かったと推察する。その中においても、「財務に関する事務の執行」と「経営に係る事業の管理」については、関係法令等の適用、予算執行の手続き方法等、おおむね適正な事務、並びに管理が行われていたと認める。

また、取り組んでいる業務、今後取り組むべき課題に対しても、課長や係長から明確な返答があり、意欲を持って業務を遂行している姿勢が見えた。

その一方で職場環境や業務の在り方について、ロッカーや机の施錠状況、書類の保管方法については是正の余地があると思われる。

割れ窓理論（ブローケン・ウインドウ理論）という理論がある。これは、1枚の割られた窓ガラスをそのまま放置すると、さらに割られる窓ガラスが増え、いずれ街全体が荒廃してしまうという、アメリカの犯罪学者、ジョージ

・ケリング博士が提唱した理論である。実際、ニューヨーク市長がこの理論を用いて、割られた窓ガラスの修理、書かれた落書きを消す等、軽微な犯罪の取締りを強化した結果、凶悪犯罪を減少させるという実績を上げたことはよく知られた話である。

この理論を本町に当てはめると、身辺の整理整頓を行い、環境を整えると、事故の発生を未然に防ぎ、業務の能率も上がることが予想される。

ここ数年、様々な不祥事案が新聞で報道され、再発防止策も策定されたが、令和2年度においても発生が見られた。また、監査年度以降の令和3年度にはなるが、再度発生した事は誠に遺憾である。一つの事故には、三十の事故の発生が隠れていると言われている。

以上を踏まえ、職場環境を整え、再び発生することのないよう注意や指導をされたい。

一方、本町の財政を考えると、前年度の町税収入額は地方税総額1,042,847,092円、前年度比15,991,056円の増であった。本年度も、個人町民税、法人町民税がコロナ禍以前の所得増により、軽自動車税が乗換等により増収となった。一方、たばこ税は喫煙環境の社会的変化に伴う売上本数の減少、入湯税はコロナ禍を原因とした入湯客数の減少により減収となった。また、固定資産税は雑種地等への地目変更、新築家屋の増により課税額は増となったが、コロナ禍に伴う徴収猶予(3件10,048,000円)により収入額は減となった。結果、地方税総額で1,038,008,032円、対前年度比4,839,060円の減となった。

収入未済額は47,701,201円で、前年度より4,146,084円の増となった。収入未済額のさらなる縮減に努められたい。

また、税、使用料、負担金等の収入未済額は55,974,801円となっている。滞納への取組については、月一回開催される「収納調整会議」で督促方法や回収方策が明確に打ち出され、効果が見られる。

しかし、町民税、固定資産税及び軽自動車税を含めた不納欠損の総額が4,375,508円となり、一層の努力が必要と考える。

最後に、「第2期岩美町地域創生総合戦略」が策定されて1年経過した。この「第2期岩美町地域創生総合戦略」では2045年に人口約8,200人を維持することを目標としているが、町民との協働による人口減少・少子高齢化に取り組み成果を上げることが期待される。

総務課を始めとする各課へ改善、若しくは留意、検討を求めたい課題については次のとおり表明する。記載されていない事項も、職場訪問の際に口頭で指摘した。

一層の工夫や改善を図り業務を推進することを期待する。

記

《総務課》

- (1) 近年災害が全国各地で発生し、最近では令和 3 年 7 月静岡県熱海市で土石流災害が発生した。異常気象でどこでも災害が発生する可能性がある。地域住民の防災意識を高め、迅速に安全な避難等が可能となる体制がより一層必要となる。早期に災害の情報把握に努めるとともに、災害対応策を整備し、今後も継続して自主防災組織設立や避難所の整備に向けた取組を行われたい。

また、避難所等については、新型コロナウイルス感染症予防対策にも配慮されたい。

- (2) 新型コロナウイルス感染症予防対策や、災害対応等突発的な業務や町民への多様な対応により年々業務量が増え、職員は多忙な状況にあると思われる。職場環境を整え、より効率的な業務を可能とし、事故発生を未然に防ぐ体制づくりが必要である。業務に対する基本動作を徹底し職員の資質向上となるよう指導されたい。

また、職員の健康に留意し、時間外の縮小についても取り組まれたい。

- (3) 総務省の令和 2 年度版通信白書によると、2019 年における世帯の情報通信機器の保有状況をみると、「モバイル端末全体」(96.1%)のうち「スマートフォン」は 83.4%、「パソコン」は 69.1%であった。町民の多くは、スマートフォン等のインターネットを使用して情報を得る環境にある。より分かりやすく利用しやすいホームページにリニューアルし、スマートフォンやパソコンから簡単に申請できる体制づくりに努められたい。

また、鳥取県自治体 I C T 共同化推進協議会を活用し、他市町村と情報共有をしながら、I C T 化を進められたい。

《企画財政課》

- (1) 岩美町地域公共交通計画の策定がなされた。計画に基づいて町民(自治会)・交通事業者・行政等と路線の在り方について協議を重ね、場合によっては地元負担や路線廃止等も含む持続可能な公共交通体系を検討されたい。
- (2) 令和 3 年度に策定予定の「第 11 次岩美町総合計画」は、「第 10 次岩美町総合計画」を総括し、少子化や今後迎える超高齢化社会に対応できるものを策定されたい。
- (3) 近年、少子高齢化や地方における人口減少などの理由により、空き家の増加が社会問題となっている。空き家の実態調査や現地調査を行い、「空き家活用情報システム(空き家バンク)」への登録を促進し、利活用や解

体交渉等を行い、特定空き家となる前に対策を行われたい。

- (4) 町の活性化にチャレンジする職員を養成することを目的とした、役場若手職員による「協働の地域づくりプロジェクトチーム」が設立されていたが、現在は活動が停止されている。前年度も指摘したが、若手職員が自発的な提案ができるような職場づくりに努められたい。

《税務課》

- (1) 自主財源である町税の収納率は前年に比べて減少しており、滞納額は依然として多額である。また、不納欠損処分として個人町民税 2,954,008 円（104 件、10 人・2 法人）、法人町民税 416,600 円（9 件、3 法人）、固定資産税 913,700 円（117 件、8 人・1 法人）、軽自動車税 91,200 円（12 件、5 人・2 法人）、国民健康保険税 4,880,228 円（102 件、7 人）、合計 9,255,736 円を実施している。

税の公平性や「悪質な滞納は許さない」の理念に基づき、徴収強化を今後も図られたい。

- (2) 町税の収納を短時間で確認できるようなシステムを構築し、二重納付を防止する体制を整えられたい。

また、コンビニエンスストアやスマートフォンでの納付も可能となった。今後は納付についての周知に努められたい。

- (3) 地籍調査事業は、正確な図面や台帳を調製することにより、境界紛争の防止、財産管理の明確化、適正な課税、公共事業推進への活用等、様々な効用がある事業である。引き続き、現在の進捗率 23.3%が県平均の進捗率 34%に近づくよう、推進を図られたい。

《住民生活課》

- (1) 令和 2 年度からコンビニエンスストアにおいて、住民票等が発行できるようになった。マイナンバーカード発行率も令和 2 年度末には 32.5%（交付枚数:3,720 枚）と増加してきている。多くの町民に利用されるように、マイナンバーカードの一層の普及啓発を進められたい。
- (2) 特定健診の受診率の向上は、コロナ禍の影響で見込みづらいが、集団検診の日程増や町民へ医療機関での個別受診を奨励するなど受診率向上に努められたい。
- (3) 平成 28 年 5 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において市区町村は「子ども家庭総合支援拠点」の整備に努めなければならないと規定された。関係機関と連携を図り、社会福祉士等の子ども支援員を配置した「子ども家庭総合支援拠点」設置に向けて努力されたい。
- (4) 令和 2 年度末における住宅使用料の収入未済額は、過年度分 7,947,300 円（406 件、14 世帯）と令和 2 年度分 326,300 円（23 件、6 世帯）

との合計で 8,273,600 円（429 件、14 世帯）となっている。給与差押え等新たな債権回収策に努めて、元年度末に比べ 1,407,637 円と減少しているが、引き続き、家賃債務保証業者、連帯保証人と連携して滞納防止に取り組むとともに、早い段階から督促方法などを考え、住宅使用料の収入未済額減少に強力に取り組まれない。

- (5) 令和 3 年 4 月の後発事象とはなるが、町営住宅の火災事故を受け、請書（入居時の申込書）、町営住宅入居にかかる説明書（連帯保証人の確認書）の見直しと任意火災保険加入の推奨をされたい。

《産業建設課》

- (1) 令和元年度から始まった新たな森林管理システムの取組として、令和 2 年度は、陸上地内の山林の一部について「経営管理権集積計画」を策定し、所有者に代わって町が経営管理権を取得したが、今後は間伐や伐採など町が主体となって適正な森林管理を行っていく必要がある。

引き続き、適正な管理が行われていない町内の人工林について、新たな森林管理システムの計画的な運用に取り組み、森林の持つ多面的機能の維持回復に努められたい。

- (2) 令和 2 年 3 月 23 日開催の「岩美町人・農地プラン検討会」において、20 集落全てを包括する 14 の「人・農地プラン」が承認・決定された。今後は地域の話し合いによって策定された「人・農地プラン」をもとに地域農業の中心的な担い手となる農業者へ農地の集約化を一層図られたい。

また、残りの 5 集落については早急な策定に努められたい。

- (3) 有害鳥獣被害は依然として増加の傾向にある。有害鳥獣の捕獲頭数も年々増加しているが、捕獲鳥獣の適正な処理に苦慮しているのが現状である。令和 4 年度運用開始の東部広域の新焼却場においては、捕獲鳥獣の焼却は行わないとされている。このことから、早期に本町に適した処理の方向性を決定されたい。併せて有害鳥獣の捕獲従事者の確保に努められたい。

《商工観光課》

- (1) 令和 2 年度に行った商工会と共同で実施した町内事業所実態調査によると、297 事業所より回答があった。平成 30 年度との比較では、事業者が抱える課題は依然として、「経営者の高齢化」、「後継者不足による廃業等を検討している」との回答が多く、先の見えない状況が伺える。

町内経済の安定化に向け、廃業等検討者に対し、事業継続・継承について支援できるよう関係機関と連携し、取り組まれない。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の収束が見えにくいなか、本町事業者においても売上の大幅な減少など町内経済は低迷している。250 事業者に対し支給された経営給付金は、業態転換などを検討する者への支援として実施して

きたが、小規模事業者が多く占める町内事業者の一時的な支援措置とならないよう、コロナ収束後への対応も含め実態を把握し、事業者に寄り添った支援を実現されたい。

- (3) 新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、様々なイベントの中止を余儀なくされ、岩美町のPR等ができずに終わった。コロナ収束後を見据えた観光PR等を検討し実施されたい。

《環境水道課》

- (1) 可燃ごみの減量化を図るために正しい分別や生ごみの水切りの徹底など、具体的な方法を町民並びに事業所に対して周知されたい。

また、自治会等の会合に出向いての説明や、事業所に対しての指導についても、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら対応されたい。

- (2) 水道事業会計について

今後の安定給水を行うため、昭和48年度に建設された陸上水源における施設の更新及び耐震化を図られたい。

また、安全安心の水の確保のため、池谷水源の取水量の減少対策や岩井水源の予備水源の確保にも努められたい。

過年度分の水道料金の未収金額は、令和2年度末現在、5,335,813円(157件、46人)と前年と比較して152,451円減少したが、不納欠損処分1,234,716円(27件、9人)を消滅時効、相続放棄、破産免責により実施している。

滞納整理については、月一回開催される「収納調整会議」に従い、より一層厳正に取り組まれたい。

- (3) 下水道事業会計について

令和2年度に策定した「ストックマネジメント計画の実施計画」に基づき、大谷浄化センター、浦富浄化センターの改築事業を図られたい。

併せて国から実施を定められている令和6年度からの公営企業会計に向け、計画的に準備を進められたい。

過年度分の下水道使用料、負担金等の収入未済額は、令和2年度末現在6,683,717円(191件、57人)と前年度と比較して796,057円減少しているが、引き続き徴収に努力されたい。

また、不納欠損処分236,106円(6件、2人・1法人)を相続放棄、解散法人により実施している。

現状を十分に把握し催促を行い、より一層厳正に徴収に取り組まれたい。

《教育委員会》

- (1) 各小中学校の児童生徒一人ひとりにタブレット1台を配置し、ICT教育の体制が整った。各小中学校で活用できるよう、教職員研修等を充実し

新しい教育の体制を整えられたい。

- (2) 後発事象とはなるが、令和3年6月千葉県において通学途中の小学生の列にトラックが突っ込み、児童5人が死傷するという痛ましい交通事故が発生した。通学路の点検や見直しを行い、事故の未然防止に努められたい。併せてブロック塀の再点検も行われたい。

また、岩美西小学校築後30年、岩美南小学校築後20年となり、経年劣化が見られる。設備の改修等も検討されたい。

- (3) 公民館事業においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止を余儀なくされ、公民館の在り方も転換期にきていると考える。ITを使ったりリモート等の講座の充実、地区公民館での情報共有会議等を導入し、より充実した、地域に必要とされるコミュニティを目指されたい。
- (4) 令和3年3月29日に開催された文化財保護委員会において、旧岩井小学校について協議がなされた。委員から「全部保存は困難である」「一部保存する方向はどうか」と意見が示された。これらを参考に保存方法について検討されたい。

《健康長寿課》

- (1) 新型コロナウイルスワクチンの接種が行われている。新型コロナウイルス感染症の拡大が収束に向かうよう、接種率の向上に努められたい。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策により介護予防教室等が中止となり、高齢者の足腰の弱りが心配される。ケーブルテレビ、個別訪問等を活用したフレイル予防策の啓発と介護予防対策に努められたい。

また、集団検診の受診控えにより、がん等の病気が進行することがある。3密防止対策を行い、集団検診の日程増や個別受診拡大を医療機関へ働きかけ、受診率の向上を図られたい。

- (3) 介護保険料の収入未済額は、過年度分6,201,705円(495件、30人)と令和2年度分1,120,800円(84件、23人)、合計7,322,505円となっている。前年度末に比べ1,269,690円減少しているが、不納欠損処分19,700円(3件、1人)を実施している。

制度の内容を十分に理解してもらうとともに、滞納が見受けられる場合は早期に対応し、分納等を勧め、負担の公平性が図られるよう強力で推進されたい。

《福祉課》

- (1) 「障がい者福祉計画」では様々な事業や福祉サービスが盛り込まれているが、障がいのある方や高齢者にも分かりやすい情報発信を行い、適切なサービス利用につなげられたい。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による生活困窮やひきこ

もり、8050問題等に関する相談が増えるなか、相談支援体制の充実を図られたい。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、生活困窮や生活保護受給者が今後増加すると見込まれる。生活困窮者の異変を察知し、早期対応・支援をされたい。
- (3) 令和2年度の生活保護状況は、86世帯96人となり、前年度比1人増となっている。就労支援事業を委託している町社会福祉協議会と連携を密に取りながら、自立を図るための就労支援等を行われたい。

《岩美病院》

- (1) 患者のニーズを捉えた診療科の新設や設備の更なる充実を図り、医師・看護師・薬剤師等の確保に努力し、町民に選ばれる病院を目指されたい。
また、新設された診療科である泌尿器科が早く認知されるよう積極的な広報を行い、医療サービスを提供されたい。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大の収束が見えないなか、非接触型納付が可能なクレジットカード決済、電子決済等の多様な納付方法についても検討されたい。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策として、岩美病院は4床の個室が確保されている。適正な運用に努めるとともに、町民への新型コロナウイルスワクチンの接種を高める努力をされたい。
- (4) 窓口未収金について令和2年度末残額は、4,677,813円(426件)で、前年度に比べ871,896円減少しているが、引き続き「収納調整会議」、弁護士、関係機関等と相談のうえ、未納者に合った方法を検討し、滞納件数や滞納額の減少に努められたい。

令和2年度末 税、使用料、負担金等収入未済額状況調べ

(単位:件、人、円)

会計名	区 分	収 入 未 済 額									摘 要
		過年度分(令和元年度まで)			令和2年度発生額			令和2年度末収入未済額合計			
		件数	実人員	金 額	件数	実人員	金 額	件数	実人員	金 額	
一般 会計	個人町民税	457	84	8,136,230	169	68	3,371,267	626	126	11,507,497	
	法人町民税	6	1	300,000	2	2	100,000	8	2	400,000	
	固定資産税	1,471	90	19,467,102	312	109	15,202,146	1,783	137	34,669,248	
	軽自動車税	117	34	915,078	22	20	165,300	139	42	1,080,378	
	たばこ税	0	0	0	1	1	44,078	1	1	44,078	
	督促手数料(町税)	2,008	206	200,800	487	221	48,700	2,495	308	249,500	
	(町税 計)	4,059	206	29,019,210	993	221	18,931,491	5,052	308	47,950,701	町税合計
	児童福祉費負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	保育料
	住宅使用料	406	14	7,568,700	23	6	307,400	429	14	7,876,100	町営住宅家賃
	住宅駐車場使用料	284	9	378,600	21	5	18,900	305	9	397,500	
	督促手数料(住宅使用料)	398	14	39,800	26	6	2,600	424	14	42,400	
小 計	5,147	220	37,006,310	1,063	227	19,260,391	6,210	322	56,266,701		
国保 会計	国民健康保険税	1,830	121	47,209,716	424	85	9,487,800	2,254	157	56,697,516	国保税の件数は、一般分と退職分が、混合する世帯があるため、計と全体の値が一致しない。
	(一般分)	1,808		46,417,867	424		9,487,800	2,232		55,905,667	
	(退職分)	37		791,849	0		0	37		791,849	
	督促手数料	1,811	121	181,100	424	85	42,400	2,235	157	223,500	
	小 計	3,641	121	47,390,816	848	85	9,530,200	4,489	157	56,921,016	
住宅 会計	貸付金元利収入	1	1	2,051,072	1	1	434,504	1	1	2,485,576	住宅新築資金
	小 計	1	1	2,051,072	1	1	434,504	1	1	2,485,576	
集排 会計	農業集落分担金	3	2	120,090	0	0	0	3	2	120,090	受益者分担金
	漁業集落分担金	2	1	129,180	0	0	0	2	1	129,180	受益者分担金
	農業集落使用料	5	1	59,967	0	0	0	5	1	59,967	
	漁業集落使用料	21	8	599,109	9	9	106,315	30	12	705,424	
	督促手数料	13	3	1,300	0	0	0	13	3	1,300	
	小 計	44	12	909,646	9	9	106,315	53	16	1,015,961	
公共 下水道 会計	下水負担金	11	7	721,377	1	1	22,940	12	8	744,317	受益者負担金
	下水道使用料	111	26	5,475,872	30	30	459,728	141	49	5,935,600	
	督促手数料	37	7	3,700	1	1	100	38	8	3,800	
	小 計	159	33	6,200,949	32	31	482,768	191	57	6,683,717	
介護 保険 会計	介護保険料	495	30	6,201,705	84	23	1,120,800	579	53	7,322,505	1号被保険者分
	督促手数料	496	30	49,600	84	23	8,400	580	53	58,000	
	小 計	991	30	6,251,305	168	23	1,129,200	1,159	53	7,380,505	
後期 高齢者医療 会計	後期高齢者医療保険料	21	1	534,700	6	3	86,400	27	4	621,100	被保険者保険料
	督促手数料	21	1	2,100	6	3	600	27	4	2,700	
	小 計	42	1	536,800	12	3	87,000	54	4	623,800	
合 計		10,025	418	100,346,898	2,133	379	31,030,378	12,157	610	131,377,276	

(注) 件数は、のべ件数で表している。